

令和6年5月17日開会

令和6年5月17日閉会

令和6年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和6年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月10日

小豆島町長 大江 正彦

## 記

- 期 日 令和6年5月17日（金）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
  - 専決処分の報告について  
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
  - 専決処分の報告について  
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
  - 専決処分の承認について  
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 専決処分の承認について  
（小豆島町税条例の一部を改正する条例）
  - 専決処分の承認について  
（小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
  - 内海地区統合小学校建設用地に係る財産の取得について
  - し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について
  - 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について

(10) 令和6年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)

---

開 会 令和6年5月17日(金曜日) 午後2時30分

閉 会 令和6年5月17日(金曜日) 午後3時15分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	5月17日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 森 上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

## 令和6年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和6年5月17日（金）午後2時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解すること) (町長提出)
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解すること) (町長提出)
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解すること) (町長提出)
- 第6 議案第32号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第7 議案第33号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第8 議案第34号 専決処分の承認について  
(小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に  
関する条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第9 議案第35号 内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得につ  
いて (町長提出)
- 第10 議案第36号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第11 議案第37号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第12 議案第38号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)

開会 午後2時30分

○議長（谷 康男君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ・上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第2回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告3件及び承認3件、財産の取得1件、契約案件2件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町職員の人事異動がありましたので、異動のあった新課長は順に挨拶をお願いします。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 4月1日から香川県広域水道企業団小豆ブロック総務課より異動してまいりました教育施設課の守山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、会計管理者。

○会計管理者（藤本裕美子君） この4月から会計管理者に着任いたしました藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午後2時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、5番羽田満議員、6番塩田洋介議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第3、報告第2号から日程第5、報告第4号までの専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

また、報告第3号及び報告第4号も同様に、公用車の接触事故に係る専決処分について、同法の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） それでは、上程議案集の2ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年11月30日、小豆島町片城甲116番地2地先において発生した公用車の接触事故について、3月29日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は県内法人で、項目2の和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として4万1,106円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が県道を走行中、交差点左側から県道に進入した相手方車両と接触し、職員の車両左前方と相手方の車両が損傷したものでございます。

続きまして、上程議案集の4ページをお開きください。

報告第3号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和6年1月30日、小豆島町池田3442番地2地先において発生した公用車の接触事故について、4月1日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として180万6,990円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が国道を走行中、前方の車両が右折するため減速、停車した際、ブレーキが間に合わず追突し、職員の車両前方と相手方の後方面が損傷したものでございます。

続きまして、上程議案集の6ページをお開きください。

報告第4号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和6年2月27日、安田甲17番地3地先において発生した公用車の接触事故について、

4月26日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として33万3,622円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が町道から県道に進入中、右側から来た相手方車両と接触し、職員の車両側面と相手方の前方部分が接触したものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第32号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第32号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第32号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町国民健康保険税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第32号、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和6年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方で、5割軽減及び2割軽減に係る軽減基礎額の加算額を引き上げることにより軽減対象となる世帯の拡大を図るものでございます。詳細につきましては、9ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円から2万円増の24万円に引き上げるものでございます。これにより国保税全体の上限額は104万円から106万円となります。

次の10ページ、第23条は、国保税の減額に関する規定でございます。減額は、定められた軽減基礎額が下回る世帯に適用されますが、5割軽減及び2割軽減につきましては、課税基礎額に被保険者数1人当たり定められた額が加算されます。

第2号では、5割軽減の加算額について、被保険者数の乗すべき金額を29万円から29万5千円に、また、次の第3号では、2割軽減の加算額について、被保険者数の乗すべき金額を53万5千円から54万5千円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日とし、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以降の国保税について適用し、令和5年度分までの国保税はなお従前の例によるものとしてございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第7 議案第33号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第33号専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第33号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（鎌田省吾君） それでは、議案第33号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されることとなり、本町の税条例についても、その一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただくものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

なお、主要な改正部分のみご説明させていただきますので、ご了承ください。

議案集の15ページをお願いいたします。

第34条の7です。こちらの改正は、公益信託に関する法律の施行による所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備に関する改正であります。

少しページ進みまして、議案集18ページ・19ページをお願いします。

附則第4条の2につきましても、同様に公益信託制度改革に伴う規定の整備で、課税標準の特例を削除するものであります。これらにつきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日に施行することとなります。

議案集戻りまして、16ページをお願いします。

16ページの第51条、17ページの第71条、18ページの第139条の2につきましては、職権による町民税・固定資産税などの減免を可能とする規定を追加するものであります。本改正の背景といたしまして、能登半島地震のような大規模災害発生時において災害減免を適用することが明らかな場合、現行規定では、申請書を提出しなければ減免が適用できず、その結果、被災者、税務当局双方に大きな負担が生じてしまうこととなりますことから、こういった実情を踏まえ、職権減免を規定することとしたものでございます。

なお、本改正は、前述した事態を踏まえ、町長が必要と認める場合に限っては、申請なしに減免を適用できるという趣旨のものであり、これまで同様、減免を受けたい方は申請をするという原則に変わりはありません。

19ページから28ページの附則第7条の5から第7条の8につきましては、今年度を実施する個人住民税定額減税のための規定を新設するものであり、減税方法や納税通知書に関すること、年金天引きに関すること等について規定するものでございます。

29ページから36ページは、固定資産税における課税標準の特例に関する規定の改正となっております。

29ページの附則第10条の2は、地方税法附則第15条第25項等に定める償却資産に係る課税標準特例について、項ずれによる改正のほか、法改正により一定のバイオマス発電設備等について課税標準の特例措置を追加するものです。

30ページの附則第10条の3は、認定長期優良住宅に係る課税標準特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を新設するものです。

32ページから36ページの附則第11条、第11条の2、第12条、第13条は、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置について、3年間延長するための規定を整備するための改正となります。

37ページから40ページまでの附則第16条の3、第16条の4、第17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2、第20条の3につきましては、個人住民税定額減税の対象となる所得割の額について、それぞれの条にて記載される分離課税分の額を含める読替規定を追加するものであります。

附則として施行期日を記載しております。先ほどご説明いたしましたが、関連法令の改正期日に合わせた施行の期日とその経過措置を規定しております。経過措置につきましては、改正前後の条文適用の明確性を確保するための規定を記述しております。以上、簡略ではございますが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第8 議案第34号 専決処分の承認について（小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第34号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第34号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいたごうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（鎌田省吾君） それでは、議案第34号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日から施行され、同省令第4条により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、本町の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についても、その一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただきます。

それでは、省令改正に伴う小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

議案集の43ページをお開き願ひます。

第2条に定める期間を改正しておりますが、これは、省令の改正により地方税の課税免除に伴う措置の適用期間が令和9年3月31日まで3年間延長されたことにより、本条例においても関連箇所についての改正を行ったものです。44ページ附則にも記載しておりますが、令和6年4月1日が施行期日となります。以上、簡略ではございますが、小豆島町過

疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第35号 内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第35号内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第35号内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、内海地区統合小学校の建設用地に供する土地及び工作物等を買入れするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第35号内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得について説明させていただきます。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産については、議案集ページの47ページの別紙の小豆島町草壁本町字上蔵田1番1外5筆の学校用地3万7,886平方メートルの土地及び工作物等を香川県から買入れ

するものでございます。取得予定価格は1億1,264万1,723円です。以上で内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 幾つか確認と質問をさせていただきます。

1つは、工作物等ってあるんですけど、体育館はそこに入るんですか。それをお尋ねします。

それと、金額の計算方法っていうのは、土地の都合だとか、そういうことで工作物一つ一つに値段がついて合算されているんでしょうか。簡単でいいですので、その説明をお願いします。

それと、土庄高校の跡地は、校舎とかは土庄が学童保育とかで使ってるんですけど、土庄は、それは借りて使っているんでしょうか、もし分かればお願いします。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 工作物等におきましては、議案集の45ページの1番、取得する財産の(3)のところで、バックネット、ネットフェンス支柱、石像、樹木等一式とあります。これについては、土地について無償で頂くといいものになっておりますので、値段等についてはおりません。体育館については、以前に町のほうに所有権が移っていると聞いております。

用地等の取得の単価でございますが、今回、香川県と売買契約を締結した旧小豆島高校跡地の約3万8,000平方メートルのうち、過去に町などから県に学校用地として無償譲渡した約2万5,000平方メートルについては無償として扱われております。残りの約1万3,000平方メートルのみが有償となっております。有償部分については、不動産鑑定評価を踏まえて県が提示した価格となっております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 他町のことなので、詳細は避けさせていただきたいと思いますが、土庄高校は、もともと県有地ということでございますけれども、逆に小豆総合事務所が町有地に建っておりました。そこで、双方が交換したというふうに聞いております。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号内海地区統合小学校建設用地に供する財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第36号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第36号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第36号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第36号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の50ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円を超えるし尿収集車購入事業に係る物品購入契約締結のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、し尿収集車購入事業に係る物品購入契約であり、平成21年度に購入した、いわゆるバキュームカーを更新するために購入するものでございます。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は1,044万4,509円、契約の相手方は、小豆島町安田甲144番地159、有限会社エビス自動車代表取締役戎泰正でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

し尿収集車の概要は、記載のとおり、1,800リットル積みのバキュームカーでございま

す。

納期につきましては、昨今の新車の納入に長期の日数を要していること、また、特殊車両の車両艤装に相当の期間を要することを考慮して本年度末としております。

10番の入札業者なんですけれども、先ほど11社と記載させていただいておるんですけれども、下から2番目の株式会社セブンティオーを指名していないということが判明しましたので、それを除いた10社が応札しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 入札の率は何ぼになってます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 97.5でございます。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第37号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第37号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第37号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第37号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の52ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円を超える塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約締結のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約であり、塵芥収集業務及び地区清掃等の町内美化活動に使用する車両を新たに購入するものでございます。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は761万6,849円、契約の相手方は、小豆島町苗羽甲1401番地18、株式会社セブンティーオート代表取締役柴田祐貴でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

塵芥収集車の概要は、記載のとおり、2トン積みの荷台がステンレス製の深ダンプでございます。

納期につきましては、昨今の新車の納入に長期の日数を要していること、また、ステンレス製の荷台の製作に相当の期間を要することを考慮し、本年度末としております。

入札業者につきましては、入札を執行する旨通知した14社のうち、ご覧の11社が応札いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 先ほどと同じで、率をお願いします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） こちらにつきましては78.08となっております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） し尿収集車と塵芥収集車の入札した日付はいつなんですか、どっちが早て。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 入札日は4月24日の同日でございます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） ほな、セブンティーオートがどうして指名をしてなかったの

か。金額的にも、艤装も大して変わらんとするんですけど、一つ質問を繰り返すんですけど、どうしてそれだけ指名をしなかったんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 先ほどのご質問につきましては、これは4月24日に同時に入札を行っております。最初に、こちらの塵芥収集車のほうを入札しておりますので、一抜け方式を採らせていただいております。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第38号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第38号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第38号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は4,403万9千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費マイナス1,265万円、商工費2千万円、土木費535万円、教育費3,133万9千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第38号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の54ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,403万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億3,103万9千円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正であります。

56ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

防災行政無線（同報系）再整備事業につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて事業実施を予定しており、本年度に一括して契約を行うため、令和7年度分の予算限度額を定めるものでございます。

次に、戸籍及び戸籍附票システム標準化・共通化システム改修事業につきましても、令和6年度から令和7年度にかけて事業実施を予定しており、本年度に一括して契約を行うため、令和7年度分の予算限度額を定めるものでございます。

次に、第3表地方債補正をご覧ください。

まず、雨水公共下水道整備事業につきましては、大雨時の道路冠水解消等に向けて、勤労者体育センター付近となります苗羽港排水ゲートポンプ等連絡管の整備に当たり、基本設計業務の財源として過疎対策事業債ソフト分260万円を追加し、限度額を6,310万円に変更するものでございます。

次に、学校再編整備事業につきましては、内海地区の統合小学校整備に向けた実施設計の事業費が労務単価の上昇と諸経費率の変動等により増額となる見込みであることから、過疎対策事業債ハード分2,540万円を追加し、限度額を2億5,130万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）説明書の8ページ・9ページをお願いいたします。なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として歳出に併せてご説明申し上げます。

2款1項7目企画費、18節負担金補助及び交付金240万円は、自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、北地地区自治会が実施する太鼓台の改修に対し助成するもので、財源は宝くじの助成金でございます。

次に、10目自治振興費、18節負担金補助及び交付金200万円は、地域防災組織育成助成事業を活用し、苗羽自治消防団連合会が実施する防災倉庫、防災資機材の整備に対し助成するもので、財源は宝くじの助成金でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料マイナス1,705万円は、債務負担行為補正でご説明したように、戸籍及び戸籍附票システム標準化・共通化システム改修事業につきましても、令和7年度事業費は令和7年度の歳出予算に計上するよう国の指示があったことから、令和6年度の当初予算で計上しておりました予算を減額するもので、財源は国庫支出金でございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、24節積立金2千万円は、令和5年度に小豆島オリーブ公園から一般寄付があったことから、今後の施設整備費等の財源として基金へ積み立てるものであり、財源は一般財源であります。

次に、8款6項3目雨水公共下水道建設費、12節委託料535万円は、地方債補正でご説明したとおり、苗羽港排水ゲートポンプ等連絡管の整備に向けて基本設計業務の予算を計上したもので、財源は国庫支出金と地方債、一般財源でございます。

最後に、10款1項3目学校建設費、12節委託料3,133万9千円は、内海地区の統合小学校整備に向けた基本設計及び実施設計の事業費が、労務単価の上昇と諸経費率の変動等により増額となる見込みであることから追加の補正予算をお願いするもので、財源は地方債とふるさとづくり基金、一般財源でございます。以上、議案第38号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時15分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員